

# 第7章 子育て総合支援センター

## 1 児童福祉

### (1) 概要

少子化や核家族化が進み、家庭や地域社会における「子育て力」の低下が問われ、育児不安や孤立感など、子育てに悩みを抱えた家庭も増えています。

こうした中、「子育て相談」「子育て情報提供」「子育て人材育成」の3つの機能を柱とし、子育て支援に資する事業を総合的に行い、相談体制の充実により、核家族化による孤立防止を図ります。また、子育て情報を一元化し提供するほか、子育てに関わる人材の育成、保育者の資質向上を図り、「子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまち」の実現を目指しさまざまな子育て支援を行っています。

### (2) 子育て相談

#### ア 家庭児童相談

家庭児童福祉の増進を図るため、児童の養育に関連するさまざまな家庭問題、児童問題について、家庭相談員が専門的な立場から、身上相談等に応じ、指導、援助を行っています。

##### (ア) 相談窓口

子育て総合支援センター（電話0800-200-7114<sup>なんでもいいよ</sup>）通話無料

##### (イ) 相談日時

月曜日～日曜日 午前8時30分～午後5時  
(年末年始を除く毎日)

#### イ 母子自立支援相談

母子・寡婦福祉の向上を図るため、母子家庭及び寡婦の就労支援等あらゆる問題について、母子自立支援員が必要な助言・指導を行っています。

また、経済的に自立し、生活意欲の助長を図るために、母子福祉資金の貸付に関する相談も行っています。

##### (ア) 相談窓口

子育て総合支援センター（電話0800-200-7114<sup>なんでもいいよ</sup>）通話無料

##### (イ) 相談日時

月曜日～日曜日 午前8時30分～午後5時  
(年末年始を除く毎日)

### (3) 児童の健全育成

#### ア 要保護児童の福祉

要保護児童とは、身体的、精神的発達、または機能に障がいや発達に遅れのある児童のほか、保護を必要とする児童として、養育環境などに問題のある児童や問題行動のある児童をいいます。

これらの児童は要保護児童の発見者による通告、児童の保護者からの相談、及び家庭裁判所からの送致等により、保護を要する児童は子ども相談センター、福祉事務所（市子育て支援課）に受け入れます。

児童福祉施設等に収容しないで指導できる児童に対しては、児童福祉司等が指導を行い、収容等の必要があると認めた児童については、子ども相談センターが乳児院、養護施設等の施設に入所させる措置をとります。

#### (4) 子育て支援

##### ア 子育てサロン（子育てサロン事業）

在宅で子育てを行う母親等の育児不安や孤立感などを軽減するため、乳幼児連れの親等が自由に交流できる子育てサロンを公共施設内に開設し、保育士等の資格を有する子育て支援コーディネーター及びボランティア（子育てコンサルタント）が気軽な子育て相談や遊びの提供等を行っています。

(ア) 開設場所及び開設日（開設順） （平成 23 年 4 月 1 日現在）

開設場所	開設日	所在地	電話番号
三城地区センター	毎週水曜日	〒503-0006 加賀野 4 丁目 37 番地 1	0584-73-2864
西地区センター	毎週月曜日	〒503-0976 南若森町 438 番地	0584-73-1811
赤坂地区センター	毎週木曜日	〒503-2213 赤坂町 3342 番地 1	0584-71-5044
青年の家	毎週金曜日	〒503-0025 見取町 1 丁目 13 番地 1	0584-78-9308
綾里地区センター	毎週水曜日	〒503-0984 綾野 6 丁目 111 番地 1	0584-91-6266
墨俣老人福祉センター	毎週火曜日	〒503-0103 墨俣町上宿 451 番地 1	0584-62-3116
安井地区センター	毎週月曜日	〒503-0835 東前 3 丁目 10 番地	0584-82-0688
かみいしづ緑の村	4~11 月(8 月除く)第 2 土曜日	〒503-1623 上石津町上多良前ヶ瀬入会 1 番地 1	0584-45-2287
日新地区センター	毎週木曜日	〒503-0962 入方 2 丁目 1611 番地 1	0584-89-9966
中川ふれあいセンター	毎週火曜日	〒503-0017 中川町 4 丁目 668 番地 1	0584-82-8888
宇留生地区センター	毎週月曜日	〒503-0034 荒尾町 1438 番地	0584-92-2393
江東地区センター	第 2・4 水曜日	〒503-0947 浅草 2 丁目 10 番地	0584-89-0600

##### (イ) 開設時間

午前 10 時～正午、宇留生地区センターのみ午後 2 時～午後 4 時

##### (ウ) お問い合わせ先

子育て総合支援センター（電話 89-1232）

##### イ 父親のための子育てサロン

父親の育児参加を促すため、父親のための子育てサロン（通称：サタパパサロン）を開催し、父親が子育ての楽しさを実感できる機会や子育てを学ぶ機会（子育て講座）を提供しています。

(ア) 実施場所・開催日

子育てサロンの会場（三城・西・赤坂・安井の各地区センターのいずれか）  
で、土曜日または日曜日に年 12 回開催

ウ 地域子育て支援センター事業

市内 6 園で、育児不安の解消や、地域の子育てを支援するための地域子育て支援センターを開設しています。

園庭などを開放して育児サロンなどを開催し、親子遊び、絵本の読み聞かせ、育児相談、子育て講座などを実施しています。また、園庭の遊具を使って遊んでいただくこともできます。育児サロンや子育て講座の開催日は各会場の実施園にお問い合わせください。

(ア) 実施園

開催場所	所在地	開催時間	TEL
ながさわ保育園	長沢町 3 丁目 63 番地	10:00～15:00	73-5186
わかたけ保育園	西之川町 1 丁目 110 番地	10:00～15:00	73-2530
木の花保育園	開発町 5 丁目 658 番地 1	10:00～15:00	84-7326
荒崎幼保園	長松町 771 番地 1	9:00～14:00	92-3008
墨俣保育園	墨俣町上宿 483 番地 1	8:30～13:30	62-5153
牧田保育園	上石津町牧田 2101 番地	10:00～15:00	47-2625

(イ) お問い合わせ先

- ・ 各実施園
- ・ 子育て総合支援センター（電話 89-1232）

エ 絵本の読み聞かせ

毎週土曜 11:00～11:30（子育て総合支援センター）

オ 絵本のひろば

親子で気軽に絵本を読み聞かせができるひろば。ママたちのおしゃべりコーナーなど。随時開放（子育て総合支援センター）。

(5) 子育て情報提供

子育てを行う母親等の育児不安や孤立感などを軽減するため、子育てに関する情報提供等を行っています。

ア 子育てハンドブック「水都っ子」の発行

子育て支援情報、子育てマップを掲載

イ 子育て支援ポータルサイトの運営

イベント・健康情報カレンダー・子育て情報等の発信等

ウ 子育て総合支援センターだよりの発行

毎月 15 日発行

## 2 母子・父子の福祉

### (1) 概 要

離婚の増加に伴い、ひとり親家庭、特に母子家庭が増加しています。平成 15 年 4 月に母子及び寡婦福祉法が改正され、その内容は、母子家庭（ひとり親家庭）の自立を総合的に支援するもので、子育て支援、就労支援、養育費の確保、児童扶養手当の見直し、貸付金の拡充となっています。

ひとり親家庭に対する事業としては、その自立と生活の安定のための助成制度等をはじめ、就労や養育問題の相談などの充実を図っています。

### (2) ひとり親家庭等生活資金貸付

大垣市に在住する 20 歳以下の子を養育している母子家庭及び父子家庭に対し、生活資金等の貸付を行うことにより、生活意欲の高揚と自立更生に寄与することを目的とする制度です。

#### ア 貸付対象者

市内に在住して 3 か月以上経過している母子家庭及び父子家庭で、20 歳以下の子を養育している方

#### イ 貸付の申請

借入申込書に必要書類を添えて申請

#### ウ 貸付金の償還

貸付後 3 か月据え置き、その翌月から 10 か月以内の月割均等払

#### エ 貸付金額等

限度額 1 世帯 15 万円、無利子

#### オ 申請に必要なもの

- ・ 印かん（朱肉のつくもの）
- ・ 保証人の市税の完納証明書など

#### カ 申請窓口

- ・ 子育て総合支援センター（電話 47-7014）

### (3) 母子寡婦福祉資金貸付

事業、児童の修学、住宅資金等 13 種類があります。

※ なお、貸付対象の寡婦には、子が成人してから配偶者と離・死別した以外の女子等も含まれます。

ア 母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付金の概要

貸付金の種類	貸付対象	資金の内容
事業開始資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母</li> <li>寡婦</li> <li>母子寡婦団体</li> </ul>	母または寡婦が事業を開始するために必要な設備費、什器、材料等の購入に要する費用
事業継続資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母</li> <li>寡婦</li> <li>母子寡婦団体</li> </ul>	母または寡婦が事業を開始するために商品、材料等を新たに購入するための運転資金
修学資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の児童</li> <li>寡婦の子</li> <li>父母のいない児童</li> </ul>	児童が修学するために必要な授業料、書籍その他の学用品の購入費、交通費等の要する費用
技能取得資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母</li> <li>寡婦</li> </ul>	母又は寡婦が自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を修得するために必要な授業料、材料費等に要する費用
修業資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の児童</li> <li>寡婦の子</li> <li>父母のいない児童</li> </ul>	児童（子）が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能をを習得するために必要な授業料、材料費等に要する費用
就職仕度資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の児童</li> <li>寡婦の子</li> <li>父母のいない児童</li> </ul>	母、寡婦又は児童の就職に際して、直接必要とする衣服、靴等を購入するために要する費用
生活資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母</li> <li>寡婦</li> </ul>	<p>技能習得資金を借り受けて知識技能を習得している間、医療介護資金を借り受けている間、医療若しくは介護を受けている間、期間中生活を維持するために要する費用</p> <p>母子家庭になって間もない(5年未満)母の生活を安定継続する間又は失業中の生活を安定継続するのに必要な生活補給資金(7年を経過するまで)</p>
医療介護資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母又は児童</li> <li>寡婦</li> </ul> <p>※介護は母子家庭の母と寡婦</p>	母又は児童が医療を受けるために必要な費用の自己負担分、通院に要する交通費、医師が認めたあんま料など
住宅資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母</li> <li>寡婦</li> </ul>	住宅を取得し、補修、保全、改築、増築するために必要な費用
転宅資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母</li> <li>寡婦</li> </ul>	借家、貸間、入居の際に必要な敷金、権利金、前家賃の一時金に必要な費用
修学支度資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の児童</li> <li>寡婦の子</li> <li>父母のいない児童</li> </ul>	児童（子）が小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、専修学校、及び修業施設に入学、入所する際に必要な入学金、衣服等に要する費用
結婚資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母</li> <li>寡婦</li> </ul>	児童（子）が結婚する際に必要とする費用
特例児童扶養資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母</li> </ul>	児童扶養手当の全部または一部が停止されている受給者に対して、その停止される額を限度に貸し付けるもの

#### イ 貸付申請方法

貸付を受けようとする者は、貸付申請書に戸籍謄本など申請する資金に対応するそれぞれの書類を添付のうえ、福祉事務所（子育て総合支援センター）を経由して知事に申請していただきます。申請に必要なものについては、申請窓口にご相談ください。

#### ウ 貸付金の条件

資金の種類によってそれぞれ定められています。

#### エ 申請窓口

相談室

〈所在地〉 〒503-0954 大垣市外花6丁目45番地

子育て総合支援センター内

〈電話番号〉 0584-47-7014

## 3 子育て人材の育成

### （1） 概 要

研修・研究の成果を日々の保育・教育に生かすことができる保育者の育成の拠点として、保育者等職員の保育・教育課題に応じたきめ細かな研修を推進しながら、資質向上を目指し研修の充実を図ります。

また、関係機関の協力を得ながらさまざまな子育て講座を開催し、親育ちの場として活用し、育児に関する悩みや不安感を軽減を図るとともに、地域における子育て人材として活躍できる人材を育てます。

### （2） 保育者等研修

保育者の資質向上を図るために専門性や保育内容の質を高める研修を大垣市保育者等研修計画に基づき実施します。

自己の課題を明確に持ち、意図的・計画的に経験年数、職務に応じた研修を行い、保育者等としての資質向上を図ります。また、研修の成果を日々の保育・教育に生かし、情報を共有するとともに、自主的に問題解決ができる人材の育成を行います。

### （3） 子育て講座

育児に関する悩みや不安を軽減し、育児を楽しみつつ、子どもの心身ともに健やかな成長に資することを目的とし、親育ちの場としてさまざまな講座を開講します。

#### ア 「いっしょにあそぼ」 親子で遊びを楽しむ講座

親子で遊びに参加し、身近な素材を使いふれあって遊ぶ楽しさを共有します。

- イ 「レッツクッキング」 親子クッキングや食に対応する講座  
食物アレルギーや初めての離乳食づくりなど子どもの食に関する不安を解消できる内容や、父親への参加も呼びかけ家族でつくる楽しさを経験できる内容を提供します。
- ウ 「発達講座」 子どもの育ち（発達）心配にこたえる講座  
専門の講師から発育・発達の道すじや年齢に応じた関わり方を学びます。
- エ 「子育て安心講座」 子育て全般の悩みにこたえる講座  
健康・安全・育児など子育てに関する不安や悩みについてどう対応したらよいか一緒に考え、学びます。
- オ 「特別講座」  
現場に出向き実体験しながら学ぶ内容や子育てに関する講演会などを開催します。

## 4 施設

### (1) 大垣市子育て総合支援センター

#### ア 概要

子育て支援に関する事業を総合的に推進することにより児童福祉の推進を図り、もって子どもが健やかに育ち安心して子育てができるまちを目指すことを目的に設置しています。

〈名称〉大垣市子育て総合支援センター

〈所在地〉大垣市外花6丁目45番地

〈電話番号〉0584-89-1232

〈FAX番号〉0584-89-8792

〈施設内容〉1階：多目的ホール、調理実習室、談話コーナー、事務室

2階：会議室、研修室

〈開館時間〉午前9時から午後9時まで

〈休館日〉年末年始〈12月29日～31日及び1月1日～3日〉

#### イ 使用方法

使用を希望される方は、あらかじめ申請が必要です。申請は子育て総合支援センター1階事務室が窓口となっています。

(ア) 使用料

時間区分		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
室名					
多目的ホール		1,500円	1,500円	2,000円	4,500円
会議室	全室使用	800円	800円	1,200円	2,400円
	分割使用	400円	400円	600円	1,200円
研修室		500円	500円	800円	1,500円
調理実習室	会議等の開催	500円	500円	800円	1,500円
	調理設備の使用	1,000円	1,000円	1,300円	3,000円

(イ) 冷暖房設備使用料

時間区分		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
室名					
多目的ホール		1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
会議室	全室使用	800円	800円	800円	2,400円
	分割使用	400円	400円	400円	1,200円
研修室		400円	400円	400円	1,200円
調理実習室	会議等の開催	500円	500円	500円	1,500円
	調理設備の使用	500円	500円	500円	1,500円

(ウ) お問い合わせ先

大垣市子育て総合支援センター

〈電話番号〉0584-89-1232